

(別紙)

## 次期広域協定（令和9年度～令和13年度）参加に伴う 対象農用地、用排水路、農道、ため池の確認手順

次期広域協定に参加するにあたり、各組織で取組みを行う農用地や各施設（用排水路・農道・ため池）の確認を行ってください。

### 【協定対象区域図面について】

今回送付しました図面は、現在取組の対象となっている組織の協定エリアです。これは、凡例に基づき、農用地及び各施設に色塗りがしてあります。

- 農用地（青地）・・・『田』は緑色、『畑』は黄色、『草地』は薄橙色の塗りつぶし
- 農用地（白地）・・・『田』は緑色、『畑』は黄色、『草地』は薄橙色の囲い線
- 用水路（開口）・・・赤色の線
- 用水路（パイプライン）・・・赤色の点線
- 用排水兼用（開口）・・・紫色の線
- 排水路（開口）・・・青色の線
- 排水路（パイプライン）・・・青色の点線
- 農道・・・オレンジ色の線
- ため池・・・青色の塗りつぶし

次期協定エリアについて組織内で話し合ってください、追加や修正があればこの図面上で分かるように示してください。纏められた後、事務局へ図面を提出してください。

追加や変更がない組織も、事務局まで図面を提出してください。

**提出期限は、令和8年7月31日(金)までです。**

注1 図面に記載（色塗り）されていない箇所での取組みはできません。

注2 県道、市道、河川、自治会館、神社、公園、墓地などは取組みに入れることはできません。



提出後、事務局にて協定エリアについて精査を行います。

※ 農地台帳等との確認作業があるため、精査には時間を要します。精査後の図面送付には暫くお時間を頂戴しますのでご了承ください。



精査後の図面及び対象農振農用地一覧表がお手元に到着しましたら、再度ご確認ください、修正ある場合のみ事務局へ御連絡ください。御連絡のない組織につきましては、これを以って次期協定エリアを確定とさせていただきます。



完了

令和9年度から令和13年度までの広域協定の対象区域となります。  
但し、事業取組がスタートすると協定期間内での途中辞退はできませんので、  
ご注意ください。